

市立医療センターの充実！



1. 地域包括ケア病床の増床

➤ 地域包括ケア病床とは

急性期の治療が終了し病状が安定した次のような方を対象として、在宅復帰や介護施設の入所に向けて、リハビリや在宅復帰支援を行い、安心して退院できるようにするために設けられた病床のことをいいます。

なお、この病床の設置に当たっては、国が定めた施設基準をクリアし、国から許可を受けることが必要です。

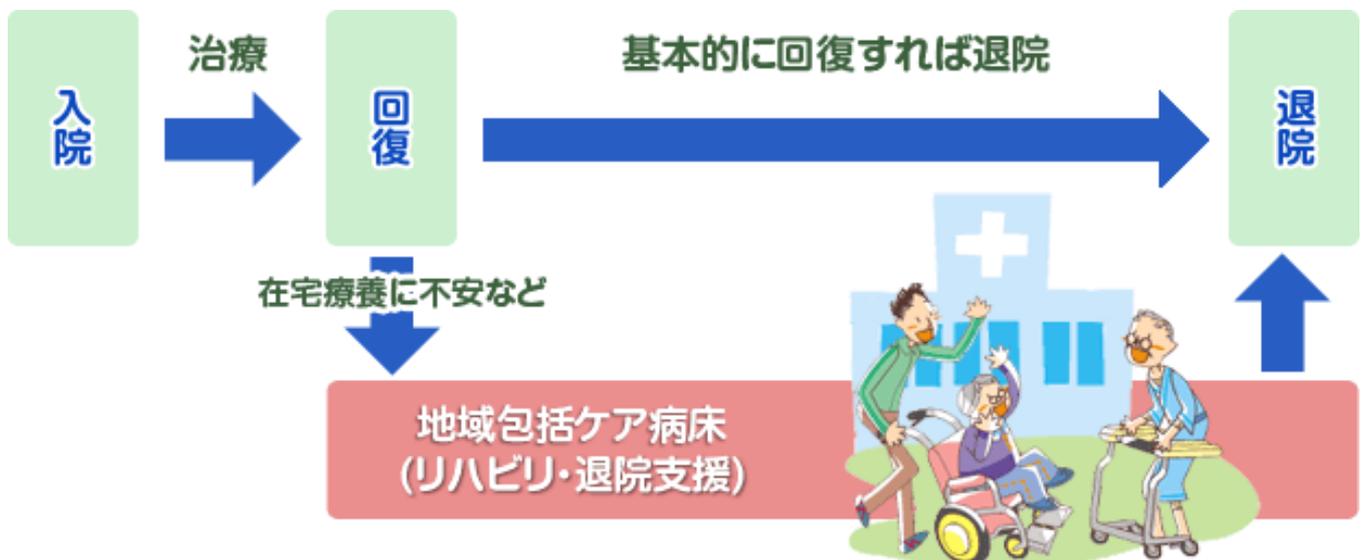
- ・在宅での療養準備が必要な人
- ・在宅復帰や介護施設入所に向けて積極的なリハビリが必要な人
- ・当医療センターにおいてもう少し経過観察が必要な人 など

医療センターでは、地域包括ケア病床を平成29年4月に15床設置し、その運用を始めました。市民の皆さんからご好評をいただき、来年4月にあと4床増床いたします。

➤ 地域包括ケア病床への入院について

主治医、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、在宅復帰支援担当者（医療ソーシャルワーカー）などが協力し、患者に対してリハビリや在宅支援を行ってまいります。

なお、入院期間は、最長で60日です。



2. 訪問看護ステーションの新設

➤ 訪問看護とは

病気や障がいにより継続して療養を受ける状態にある方に対して、その方の自宅において、看護師等が療養上のお世話や必要な診療の補助を行うことをいいます。

なお、主治医の指示により、医療保険や介護保険でのサービスが可能となります。

➤ 訪問看護ステーションとは

専門の看護師等が利用者の自宅を訪問し、その方の病状や療養生活に応じた適切な判断に基づいたケアとアドバイスにより、在宅での療養生活を365日24時間体制で支援する事業所をいいます。

➤ 訪問看護ステーションの新設について

医療センターでは、平成21年度から介護保険事業者としての指定を受ける手続きを行わない、いわゆる「みなし指定事業所」として訪問看護サービスを提供してきましたが、このサービスを提供できる対象者が、原則、医療センターに通院する方や医療センターを退院した方に限定されるなどの制限がある中で事業を実施しております。

一方で、市内の訪問看護ステーション数は、現在5事業所ありますが、そのうち2事業所はサービス付き高齢者向け住宅内など限られた範囲での運営となっており、今後増加していくと見込まれる訪問看護サービスの需要に応えられなくなるおそれがあるのが現状です。

そこで、医療センター内に訪問看護ステーションを開設することにより、医師からの指示書があれば対象者の制限なく訪問看護サービスの提供が医療センターにおいても可能となるため、今後の訪問看護サービスの需要に応えることができ、本市の地域包括ケアシステムの充実につながっていくものと考えます。



【お問い合わせ先】三重県亀山市亀田町466-1 亀山市立医療センター

医療センター事務局 医事管理室【岡安】Tel 0595-83-0990